

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
TEL093-331-6395(交通部安全対策課)

第182号 令和4年5月号



BACKNUMBER (二次元コードは右側をご利用ください。)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_zen_report/

マリンレジャーを楽しむ皆様へ
～ 連絡手段を確保しましょう! ～

5月を迎え、マリンレジャーが本格化する時期となりました。この時期になると、マリンレジャー活動中の事故が多く発生する傾向にあります。これらの事故の中には、「連絡手段の確保」が適切になされなかったために、海上保安庁等に救助を求めることができなかつた事例もあります。

今回は、水上オートバイ、SUPやカヌー、ミニボート等で活動する際の連絡手段の確保について、注意すべき点を取り挙げてみました。

【携帯電話を所持していなかつた事例】

事故者は、SUP（スタンドアップパドルボード）に乗り、沖に向かってパドルを漕いでいたところ、潮流が速くなり、自力での帰還が困難となりましたが、**携帯電話を所持しておらず**救助を求めることが出来ませんでした。その後、付近で釣りをしていた人が118番通報して当庁の巡視艇に救助されました。

【携帯電話が濡れて、使用出来なかつた事例】

事故者は、水上オートバイに乗船中、バランスを崩して落水しました。落水後、水上オートバイに乗船しようと試みるも、再乗船することができなかつたため、所持していた携帯電話で救助を求めようとしたのですが、**海水で携帯電話が濡れたことにより、故障してしまい、**救助を求めることが出来ませんでした。その後、偶然近くを航行していた当庁の巡視艇に救助されました。

【携帯電話が流出した事例】

事故者は、ミニボートに乗船して沖で魚釣りをしていたところ、風が強くなってきたため帰港しようとして、横波を受けて転覆しました。その後、転覆したミニボートを自力で復元しましたが、**携帯電話の入ったクーラーボックスが流されていたことから、**救助を求めることが出来ませんでした。翌日、通りかかった漁船に発見・救助されました。

【早期発見・救助に繋がるために知ってほしいこと】

携帯電話の**GPS機能を「ON」**にすることで、**118番通報した際に自分の詳細な位置を海上保安庁に知らせることができます。**また、島影等で電波が届かず、圏外となる恐れのある海域での活動はなるべく控えるようにしましょう。

【注意すべき点】

海上では、携帯電話やスマートフォンは防水型または防水パックを使用しましょう。海中転落した際紛失しないように、ストラップをつけて、体から離れないようにする等、連絡手段を確実に確保するようにしましょう。



【注意すべき点】

携帯電話やスマートフォンにはストラップをつけて、体から離れないようにしましょう。海に出るときは、家族や友人に帰宅時間、行き先、誰と行くかなど予め伝えておきましょう。定時連絡も有効な手段です。